

令和 5 年第 1 回筑紫野市議会定例会（3 月）

提出議案について

令和 5 年第 1 回筑紫野市議会定例会（会期：2 月 28 日～3 月 16 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員は、人権擁護委員法第 6 条第 1 項の規定に基づき法務大臣が委嘱することになっており、その候補者は当該市の市議会議員の選挙権を有する住民の中から同条第 3 項の規定により、議会の意見を聴いて市長が推薦することになっています。 本件は、現委員である森山秀明氏が本年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものです。	
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
本件は、現委員である木村律子氏が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となり退任しますので、その後任として北橋登志子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。	
同意第 1 号	筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服申出を審査決定するための委員会で、市の基幹税である固定資産税の評価業務のより一層の適正公正を期するため、中立・独立した第三者機関として設置、運営されているものです。 本件は、現委員である米永隆司氏が、本年 3 月 11 日をもって任期満了となりますので、米永氏の再任について地方税法第 423 条第 3 の規定により議会の同意を求めるものです。	
同意第 2 号	筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
本件は、現委員である中島千春氏が、本年 4 月 13 日をもって任期満了となりますので、中島氏の再任について地方税法第 423 条第 3 の規定により議会の同意を求めるものです。	

報告第 1 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。 本件は、令和 4 年 10 月 21 日、午前 10 時 50 分頃、筑紫野市文化会館第 1 駐車場において発生した事故により、相手方車両を破損させたものです。 この事故に伴う損害賠償額について、47 万 8,214 円で示談協議が整いましたので、同年 12 月 28 日付けで専決処分を行ったものです。	
議案第 1 号	筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、管理監督の地位にある職員に支給する管理職手当について、その職務・職責を端的に反映するため手当の定額化を行うものです。 また、災害等に対処するため、管理監督職員が臨時・緊急的に週休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当についても国家公務員の制度に準じ、支給水準を見直すものです。	
議案第 2 号	筑紫野市住宅新築資金等公債償還積立金条例の全部を改正する条例の制定について
本件は、筑紫野市住宅新築資金等公債償還積立金条例を基に積み立てていた公債償還が、令和 4 年 3 月 31 日に完済したことから、筑紫野市住宅新築資金等公債償還積立金条例を、筑紫野市住宅新築資金等貸付事業財政調整基金条例に全部改正するものです。	
議案第 3 号	筑紫野市税条例及び筑紫野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、国民健康保険事業の安定的な運営のため、国民健康保険税の税率等を改定するものです。	
議案第 4 号	筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の公布により、居住地特例対象施設に介護保険施設を追加するものです。	

議案第 5 号	筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件について
本件は、健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の支給額を 8 万円増額するものです。	
議案第 6 号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について
本件は、筑紫地区 5 市で共同設置する筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市が、令和 5 年度から大野城市へ交代することに伴い、筑紫地区介護認定審査会委員の報酬に関する条項を削除するものです。	
議案第 7 号	筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件も、筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市が大野城市へ交代することに伴い、筑紫地区介護認定審査会委員の費用弁償に関する条項を削除するものです。	
議案第 8 号	筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定の件について
議案第 8 号及び議案第 9 号については、いずれもこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴うものです。 本件は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため条例の一部を改正するものです。	
議案第 9 号	筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定の件について
本件も、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため条例の一部を改正するものです。	
議案第 10 号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等を義務化するなど、条例の一部を改正するものです。	
議案第 11 号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するなど、条例の一部を改正するものです。	

議案第 12 号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、安全計画の策定等を義務化するなど、条例の一部を改正するものです。	
議案第 13 号	筑紫野市立山家幼稚園利用者負担額等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
本件も、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴うものです。 内容は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 14 号	筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の件です。
本件は、博物館法の一部を改正する法律が、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、博物館が社会教育施設と文化施設の両方の役割・機能を担うための条項の整備が行われるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 15 号	令和 4 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 10 号）について
歳出予算の主な内容は、基金積立事業として 20 億 8,736 万 6,000 円、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業として合計 1,500 万円、子どもの安心・安全対策支援事業として 122 万 5,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 6 億 5,105 万 6,000 円、地方消費税交付金 4 億 8,843 万 9,000 円、地方交付税 1 億 7,399 万 2,000 円の増額などをするものです。このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15 億 9,014 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 388 億 7,776 万 7,000 円とするものです。 また、繰越明許費につきましては第 2 表、債務負担行為の補正につきましては第 3 表、地方債の補正につきましては第 4 表のとおりです。	

議案第 16 号	令和 4 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
歳出予算の主な内容は、保険給付費等支払準備基金への積立金として 6,397 万 2,000 円の増額、保険給付費等交付金償還金として 6,974 万 1,000 円の減額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、一般被保険者国民健康保険税 6,002 万 4,000 円の減額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,562 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 100 億 9,634 万 7,000 円とするものです。	
議案第 17 号	令和 4 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
歳出予算の主な内容は、施設介護サービス給付費として 1,500 万円、介護認定審査会費として 263 万 2,000 円の減額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、職員給与等繰入金 330 万円の減額などをするものです。このため、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 593 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 72 億 9,570 万 3,000 円とするものです。	
議案第 18 号	令和 4 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
歳出予算の内容は、広域連合納付金を 601 万 2,000 円減額し、これに見合いの歳入予算として、保険基盤安定繰入金を同額、減額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 601 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 26 億 2,277 万円とするものです。	
議案第 19 号	令和 4 年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第 2 号）について
歳出予算の内容は、認定審査会費を 604 万 5,000 円減額し、これに見合いの歳入予算として、認定審査会共同設置負担金を同額、減額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 604 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 7,605 万 8,000 円とするものです。	

議案第 20 号	令和 4 年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の内容は、一般管理費を 56 万円減額し、積立金を 93 万 3,000 円増額するものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 42 万 3,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 334 万円とするものです。	
議案第 21 号	令和 4 年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の内容は、財産管理費を 120 万 8,000 円減額するものです。 これに見合いの歳入予算として、基金繰入金 162 万 4,000 円の減額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 120 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 232 万 3,000 円とするものです。	
議案第 22 号	令和 4 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の内容は、一般管理費を 56 万円減額し、積立金を 355 万 9,000 円増額するものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 481 万 8,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 299 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 584 万 1,000 円とするものです。	
議案第 23 号	令和 4 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
補正の主な内容は、事業費の確定によるものです。 収益的収入については、既決予定額から 3,000 万円を増額し、21 億 3,143 万 7,000 円、収益的支出については、既決予定額から 500 万円を減額し、19 億 3,251 万 9,000 円とするものです。 また、資本的収入については、既決予定額から 3,311 万 5,000 円を減額し、3 億 1,258 万 7,000 円、資本的支出については、既決予定額から 4,900 万円を減額し、9 億 206 万 7,000 円とするものです。	

議案第 24 号	令和 4 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
補正の主な内容は、水道事業同様、事業費の確定によるものです。 収益的収入については、既決予定額から 6,290 万円を増額し、24 億 499 万 6,000 円、収益的支出については、既決予定額から 600 万円を増額し、21 億 1,681 万 2,000 円とするものです。 また、資本的収入については、既決予定額から 1 億 4,470 万 1,000 円を減額し、5 億 6,313 万 3,000 円、資本的支出については、既決予定額から 1 億 2,170 万円を減額し、10 億 3,794 万 4,000 円とするものです。	
議案第 25 号	令和 5 年度筑紫野市一般会計暫定予算について
本予算は、暫定予算として編成しているため、歳出予算については、市民生活に必要な公共サービスを提供するため、4 月から 7 月までの 4 か月間に必要な経費を計上しています。ただし、市民生活の安全安心に関わるもの、早期の対応が必要なもの、国・県の補助事業や継続性が求められる事業などは、年間所要額を計上しています。 なお、歳入予算については、歳出に見合う額を計上しています。 これにより、歳入歳出予算の総額を、それぞれ前年度比 48.4%減の 170 億 9,500 万円とするものです。 なお、地方債につきましては、第 2 表のとおりです。 また、一時借入金の最高額は 30 億円に、歳出予算の流用については、第 4 条に規定をしているところです。	
議案第 26 号	令和 5 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について
本予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 0.6%増の 100 億 8,025 万 1,000 円とするものです。 また、一時借入金の最高額は 1 億円に、歳出予算の流用につきましては、第 3 条に規定しているところです。 この会計は、保険給付が主な事業です。	
議案第 27 号	令和 5 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
本予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 25.6%増の 220 万 6,000 円とするものです。 この会計は、貸付金の償還が主な事業です。	

議案第 28 号	令和 5 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について
本予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 13.0%減の 705 万 1,000 円とするものです。 この会計は、奨学資金の貸与が主な事業です。	
議案第 29 号	令和 5 年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について
本予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 3.2%増の 72 億 4,033 万 3,000 円とするものです。 また、歳出予算の流用については、第 2 条に規定をしています。 この会計は、介護サービスの給付が主な事業です。	
議案第 30 号	令和 5 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について
本予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 9.0%増の 28 億 1,515 万 5,000 円とするものです。 この会計は、広域連合への納付金が主な事業です。	
議案第 31 号	令和 5 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算について
本会計については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 4.5%減の 1 億 9,944 万 5,000 円とするものです。 この会計は、処理施設の維持管理と借入金の償還が主な事業です。	
議案第 32 号	令和 5 年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算について
本予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 1.6%減の 292 万 1,000 円とするものです。 この会計は、湯町にある駐車場の維持管理が主な事業です。 なお、この予算については、2 月 21 日に開催された管理会の同意を得て提案しています。	
議案第 33 号	令和 5 年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算について
本予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 16.4%減の 295 万 3,000 円とするものです。 この会計は、山林の育林が主な事業です。 なお、この予算については、2 月 20 日に開催された管理会の同意を得て提案しています。	

議案第 34 号	令和 5 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算について
本予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、前年度比 1856%増の 5,558 万 7,000 円とするものです。 この会計も、山林の育林が主な事業です。 なお、この予算については、2 月 24 日に開催された管理会の同意を得て提案しています。	
議案第 35 号	令和 5 年度筑紫野市水道事業会計予算について
本予算は、収益的収支において、収入の予定額を 20 億 9,754 万 7,000 円とし、支出の予定額を 19 億 4,461 万 7,000 円とするものです。 また、資本的収支においては、収入の予定額を 3 億 2,890 万 2,000 円とし、支出の予定額を 8 億 4,211 万 4,000 円とするものです。	
議案第 36 号	令和 5 年度筑紫野市下水道事業会計予算について
本件は、収益的収支において、収入の予定額を 23 億 2,511 万 3,000 円とし、支出の予定額を 21 億 3,651 万 9,000 円とするものです。 また、資本的収支においては、収入の予定額を 6 億 2,327 万 8,000 円とし、支出の予定額を 10 億 3,782 万 4,000 円とするものです。	